

札幌市生成 AI 利用ガイドライン群管理規程

令和 5 年（2023 年）12 月 28 日

デジタル戦略推進局長決裁

最終改正 令和 7 年（2025 年）3 月 27 日

（目的）

第 1 条 本規程は、本規程第 3 条(4)で定義する「札幌市生成 AI 利用ガイドライン群」（以下、「ガイドライン群」という。）に関する各種事項を定めたものである。

（ガイドライン群における位置づけ）

第 2 条 本規程で定めた事項は、ガイドライン群に含まれるすべての資料に適用される。また、ガイドライン群における管理名は「AI-HR000_札幌市生成 AI 利用ガイドライン群管理規程」とする。

（定義）

第 3 条 本規程及びガイドライン群において用いる用語の意義は、札幌DX推進方針、札幌市情報セキュリティポリシー（平成16年6月30日市長決裁）、情報セキュリティ技術対策基準（平成16年12月1日策定）、外部委託に関する規程（令和4年3月18日情報セキュリティ委員会承認）及び札幌市情報政策推進要綱（令和4年4月1日町田副市長決裁。以下、「要綱」という。）で使用する用語の例による。

また、ガイドライン群において頻出の用語及び上記規程等で使用されない用語については次の各号のとおりとする。

（1）生成 AI

機械学習による人工知能のうち、入力された情報に応答して、テキスト、画像、その他のメディアを生成することができるものをいう。主として教師なし学習又は自己教師あり学習を訓練データセットに適用することにより構築された学習済みモデルによる人工知能で、必要に応じてプロンプトエンジニアリングや、ファインチューニング等の再学習により、目的に応じた出力を得るための調整を加えて用いられる。

（2）生成 AI 等

生成 AI それ自体としての学習済みモデル並びにユーザが学習済みモデルを直接的又は間接的に利用することを可能とする情報システム、ソフトウェア及びサービスをいう。

（3）デジタル CoE

情報政策を実施しようとする部長との調整を統括すると共に、庁内のデジタル改革を喚起・統制するため、部局横断的な体制として、要綱の定めに基づきスマートシティ推進部長が組織するもの。

(4) 生成 AI 利用ガイドライン群

札幌市における生成 AI 等の利用に関する資料群を総称したもの。各資料は、標準ルール又は実践ガイドブックの 2 つのカテゴリに分類される。

(5) 標準ルール

札幌市における生成 AI 等の利用に関する共通ルールとして、遵守しなければならない内容を定めた資料のこと。

(6) 実践ガイドブック

札幌市における生成 AI 等の具体的な利用手順や、生成 AI 等の利活用に資するような参考情報を掲載した資料のこと。

(7) 札幌市情報公開条例第 7 条の非公開情報

札幌市情報公開条例（平成 11 年 12 月 14 日条例第 41 号）第 7 条の各号に該当する情報のこと。

（ガイドライン群の構成）

第 4 条 ガイドライン群は、次の各号に定める構成に従って作成・管理するものとする。

(1) 上位規程

ガイドライン群は、以下に示す各規程等の下位に位置付けるものとし、ガイドライン群に含まれる各資料（以下、「各資料」という。）に特段の定めがない事項については、これらの規程等に従うものとする。

ア 札幌 DX 推進方針

イ 札幌市情報政策推進要綱

ウ 札幌市情報セキュリティポリシー

エ 情報セキュリティ技術対策基準

オ 外部委託に関する規程

(2) ガイドライン群

ガイドライン群は、次の各号のいずれかに該当する資料により構成されるものとする。

ア 標準ルール

標準ルールとして分類する資料は、次の各号に該当するもの及びその付随資料とし、職員は、業務における生成 AI 等の利用に際して、これを遵守しなければならない。

(ア) 利活用方針

札幌市が生成 AI を業務に利活用するにあたっての方針を定めたもの。

(イ) 遵守事項

札幌市が生成 AI 等を業務利用するにあたり遵守すべき事項を定めたもの。

(ウ) ガイドライン群管理規程

ガイドライン群の各資料に関する定義づけを行うもの。

(エ) その他

札幌市における生成 AI 等の利用全般に関して、特に利用指針から独立したルールとして定める必要があるもの。

イ 実践ガイドブック

前号に定める標準ルールに該当しない資料については、実践ガイドブックとして整理し、職員は、業務における生成 AI 等の利用に際しては、実践ガイドブックを活用し、適正かつ有効な利用に努めるものとする。なお、実践ガイドブックは、主として以下に例示するとおり、生成 AI 等の利活用の円滑化や高度化に資するものである。

(ア) 利用の手引き

生成 AI 等を業務利用するにあたり必要な手続きをまとめたもの。

(イ) 各サービス等の利用マニュアル

デジタル CoE として個別の生成 AI 等のサービスを全庁展開する場合に用意する、そのサービスのマニュアル。

(ウ) 参考資料

生成 AI 等に関する知識や情報等をまとめたもの。

(エ) 活用事例

庁内での活用事例やプロンプト入力の参考例等、生成 AI 等の業務利用の参考になるような事例をまとめたもの。

(オ) その他

生成 AI 等の利活用に資するような情報等をまとめたもの。

(資料の管理)

第5条 ガイドライン群に属する資料の策定及び管理は、原則としてデジタル CoE が行う。

- 2 デジタル CoE は、本規程の定めに従って、札幌市における生成 AI 等の利用に関する共通ルールや利活用の参考となる情報について、「札幌市生成 AI 利用ガイドライン群」の資料を策定し、継続的に改正を行い、管理及び公開する。

(資料の形式)

第6条 ガイドライン群に属する資料の書式及び体裁等の形式は、次項に定める事項を除き、特段の定めを設けないこととし、文章、画像、動画その他各資料における必要な形式を選択できるものとする。

- 2 各資料には、固有の資料名のほか、次の各号に示す命名規則に従い管理名を設定し、ガイドライン群に含まれる資料として体系的に管理を行うものとする。管理名は各資料内に必ず明記し、「AI-HR000a_生成 AI ガイドライン群ドキュメント一覧」に登録すること。

(1) 標準ルール

「AI-HR<番号>_<資料名>」とし、番号は3桁の数字とする。なお以降、アンダーバーで区切られた前者を管理番号、後者を資料名というものとする。次号に同じ。

例：AI-HR000_札幌市生成 AI 利用ガイドライン群管理規程

(2) 実践ガイドブック

「AI-JG<番号>_<資料名>」とし、番号は4桁の数字とする。

例：AI-JG0001_生成 AI 等利用の手引き

(3) 非公開文書

外部に公開してはならない資料については、前2号に定める管理名の<番号>の直後に、半角大文字で「P」と追記する。

例：AI-HR002P_生成 AI サービス利用マニュアル

(4) 付随する文書

標準ルール又は実践ガイドブックに付随する文書として登録する文書には、元となる文書の管理番号の末尾に、半角アルファベットを、その策定された順に付記する。

例：AI-HR002a_札幌市生成 AI 遵守事項【解説編】

(決裁)

第7条 ガイドブック群に関する意思決定は、次の各号に定めるとおり行う。

(1) 標準ルール

標準ルールの策定、変更及び廃止はデジタル戦略推進局長の決裁によるものとする。ただし、文言修正等の軽微な変更については行政 DX 推進室長の決裁により行う。

(2) 実践ガイドブック

実践ガイドブックの策定、変更及び廃止は行政 DX 推進室長の決裁によるものとする。ただし、文言修正等の軽微な変更については行政 DX 担当課長の決裁により行う。

(ガイドライン群の公開)

第8条 ガイドライン群は、庁内ホームページ及びインターネット上に、第4条に掲げる分類に基づき整理し、第6条第2項に定める管理名を標題として公開するものとする。ただし、第6条第2項第3号にて「非公開」として登録されたものを除く。

附則（令和7年（2025年）2月26日改正）

（施行期日）

1 この改正は、令和7年（2025年）3月1日から施行する。

附則（令和 7 年（2025 年） 3 月 27 日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日から施行する。